

第 1032 回 高知市教育委員会 2 月定例会 議事録

1 開催日 平成 21 年 2 月 25 日(水)

2 委員長開会宣言

3 議 事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 7 号 平成21年 3 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について

- 平成20年度一般会計 3 月補正予算
- 平成21年度一般会計当初予算
- 指定管理者の指定に関する議案
- 不動産取得議案

日程第 3 市教委第 8 号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 6 号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について ※前回から継続

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委 員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
	5 番委員	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	教育次長	舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	スポーツ振興課長	國 常 泰 夫
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	学校教育班指導主幹	杉 本 政 文
	学校教育班指導主事	今 西 和 子
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

1 平成21年2月25日(水) 午後3時00分～午後4時36分(たかじょう庁舎5階会議室)

2 議事内容

開会 午後3時00分

澤田委員長

ただいまから第1032回高知市教育委員会2月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は松原教育長、お願いいたします。

それでは議案審査に入ります。

日程第2市教委第7号「平成21年3月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題とします。まず、事務局から一括して説明後、それぞれの内容について質疑を行いたいと思います。事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。

議案書の3ページをご覧ください。一般会計3月補正予算としまして、4ページに21年度当初予算、5ページに指定管理者の指定、6ページに不動産取得議案としてそれぞれ別紙参照とさせていただきます。

お手元にお配りしている別紙資料の1ページをご覧くださいと思います。平成21年3月市議会定例会提出議案一覧の教育委員会所管分の予算議案(平成20年度一般会計補正予算)でございます。

まず(1)奨学資金の補正額ですが、2,480万円の減額。内容は20年度の奨学金について、応募者の減少に伴い認定者も減少したことから、減額補正を行うものでございます。

次に、学校テレビデジタル化事業費ですが、補正額は1,260万円。内容は、平成23年7月からの地上デジタル放送への完全移行に対応するため、国の20年度2次補正予算による地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、小・中・養護学校に地上デジタル対応のテレビとDVDレコーダー各1台を配備するものでございます。

次に、(3)派遣職員負担金ですが、補正額は816万4,000円でございます。内容は、高知県競馬組合からの派遣職員1名を受け入れ、学校用務員として小学校で勤務していただいておりますが、その人件費を高知県競馬組合に対し負担するものでございます。

次に、(4)除細動器設置事業費ですが、補正額は600万円。内容は市立小学校に、平成19年度から5か年計画で除細動器を設置していたものを、国の20年度2次補正予算による交付金を活用することにより、計画を前倒しして、残る24校に設置し、全校配置を完了させるものです。

次に、(5)小学校O-157対策給食備品整備事業費ですが、補正額は429万2,000円でございます。内容はO-157等による食中毒防止のため導入してきた食器消毒保管庫のうち老朽化が著しく、修理頻度も増加してきた保管庫3基を、同じく国の20年度2次補正予算による交付金

を活用し、買い換えるものでございます。

次に、(6)小学校の耐震補強推進事業費ですが、補正額は5,000万円。内容は、大地震によって倒壊等の危険性が高いとされる、第2次耐震診断でIs値0.3未満の施設と判定された小学校校舎3棟の耐震補強設計と屋内運動場1棟の改築設計を、国の20年度2次補正予算による交付金を活用して前倒しして実施するものでございます。

次に、(7)小学校緊急耐震診断事業費ですが、補正額は2,000万円。内容は第1次耐震診断等の結果から国庫補助率の嵩上げ対象となるIs値0.3未満となる可能性が高いと判断される小学校4棟の第2次耐震診断を、国の20年度2次補正予算による交付金を活用し、前倒しして実施するものです。

次に、(8)中学校耐震補強推進事業費ですが、補正額は1,600万円。内容は小学校と同じでして、中学校校舎1棟と屋内運動場1棟の耐震補強設計を、同じく交付金を活用し、前倒しして実施するものでございます。

次に、(9)中学校緊急耐震診断事業費ですが、補正額は1,400万円。内容は、小学校と同じでして、中学校校舎3棟の第2次耐震診断を国の交付金を活用して、前倒しして実施するものでございます。

2ページをご覧ください。

(10)商業高校図書館食堂棟耐震補強推進事業費ですが、補正額は720万円。内容は、平成12年度に行った第2次耐震診断で補強が必要と判定された図書館食堂棟の耐震補強設計を、同じ国の交付金を活用して前倒しして、実施するものでございます。

次に、(11)文化プラザ管理運営費ですが、補正額は2,340万円。内容は、平成21年度以降の利用に係る前受金として、既に収納しております使用料を現在の指定管理者から21年度からの新しい指定管理者に引き渡すための資金として、前受金に相当する金額を補正するものでございます。

次に、(12)繰越明許費の設定ですが、金額は11件で2億692万円です。内容は、地方自治法第213条の規定により、年度内に支出が完了しない見込みのある事業11件について、翌年度へ繰り越して事業を行うということでの繰越明許費の設定を行うものでございます。

11件の内容につきましては、3ページに記載しておりますので後ほどご覧いただきたいと思っております。この繰越明許費のほとんどが、先ほど説明してまいりました国の20年度の2次補正予算に対応したものでございます。

補正予算についての説明は以上です。

続きまして、2の予算議案でございます。平成21年度一般会計当初予算です。資料の4ページをご覧ください。

平成21年度教育費予算の概要という表を付けております。この表の下から2行目の合計欄に、教育費総額を記載していますが、21年度教育費予算は総額89億292万3,000円でございます。前年度と比較しますと、金額で3億3,508万円、率で3.6パーセントの減少となっております。

しかしながら、21年度予算編成に当たりましては、先ほども説明してきました国の20年度の2次補正予算による地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して、21年度で計画していた事業を20年度に前倒しして補正予算化した事業が、1億3,009万2,000円あることから、実質的

には一番下の行の 90 億 3,301 万 5,000 円となり、対前年比で 2 億 498 万 8,000 円、率で 2.2 パーセントの減少となっています。

21 年度の予算編成につきましては、引き続き経常予算と政策予算を一体的に要求する方法で行われまして、21 年からの 5 か年で約 300 億円の財源不足が見込まれる状況から、企画財政部のほうからは、大幅な歳出の削減が求められました。一方、教育行政を取り巻く状況は、全国学力学習状況調査で、本市中学生の厳しい学力の状況が示され、より一層の学力向上対策が求められております。また、本市の低迷する経済状況や厳しい雇用情勢から就学援助の申請が増加し、共働きの家庭も多く、放課後児童クラブへの入会希望者も増加していることから、これらに対応する施策への需要は高まる一方でございます。

このような状況の中で、予算編成において経常経費につきましては、情報機器の再リース契約を行うなど、一層の経費の削減に努めるとともに、施設の修繕のための施設整備費につきましては、全庁的な方針も踏まえ、やむなく抑制せざるを得なくなりました。

しかしながら、最重点課題として取り組んでおります、学校施設の耐震化につきましては、先ほど説明しました 20 年度補正予算の中で示しましたように、国の交付金を活用した 3 月補正予算、さらにはその前の 12 月補正予算で措置しました耐震補強工事と合わせますと、一定の予算を確保できたものと考えております。

また、先ほど申しました学力向上対策につきましては、市単独の事業として従来から取り組んでおります教員補助員配置事業、特別支援学級支援員配置事業、学習チューター派遣事業に加えまして、21 年度からは県と本市が共同して本市中学校に対する重点的な取り組みを行うこととなり、県においては 1 億 3,600 万円が予算措置されると聞いております。この予算に基づく県からの補助事業として学力向上対策事業や中学校学習習慣確立推進事業、同じく委託事業として学校支援地域活動モデル事業など積極的な人的投入を図った取り組みが可能となっております。

また 21 年度から、市単独事業として、5 か年計画で行います高知教師塾開催事業は、本市の学校教育を底上げするために不可欠な教員の資質向上をめざして原田教育研究所の原田隆史講師による教員の意識改革を含む集中的な研修を行うものでございまして、受講した教員はミドルリーダーとして学力向上等に向けた学校内のコーディネータ役を担う効果が期待され、各学校における組織的な学校運営が期待できるものと考えています。

新規あるいは重点事業の詳しい説明については、その資料の 6 ページから 18 ページに内容を記載していますので、後ほどゆっくりご覧いただきたいと思っております。なお、19 ページ以降にはそれ以外の事業も含めまして教育委員会の主な事業名、金額を 25 ページまで記載しておりますので併せてご覧いただきたいと思っております。

21 年度一般会計当初予算についての説明は、以上でございます。

続きまして、3 の予算外議案について説明をいたしたいと思っております。予算外議案は 2 件。指定管理者の指定に関する議案と不動産取得議案です。

まず、指定管理者の指定について、スポーツ振興課長のほうから説明いたします。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の国常と申します。指定管理者の指定に関する議案について、説明させていただきます。

これは高知市総合運動場，高知市東部総合運動場，高知市城ノ平運動公園，高知市土佐山運動広場，高知市針木運動公園の5施設を一体的に管理運営していただく指定管理者につきまして，行政や競技団体等各種団体との連携調整に優れ，プロ野球等キャンプ誘致，受入れ等で蓄積されたノウハウなどの広範な人的ネットワークを持つ財団法人高知市スポーツ振興事業団を指名により指定することについて，地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして，今議会に議案として提出するものでございます。

指定期間につきましては，平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でございます。指定理由としては，財団法人高知市スポーツ振興事業団は，高知市総合運動場他4施設について一体的に管理運営を行っています。また，高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場の管理運営については，プロ野球等のキャンプなどの誘致や陸上競技場における競輪事業，高齢者等の健康増進事業など高知市のスポーツ・観光産業，健康福祉などの各行政と連携を図りながら施設の管理運営を行っております。

こうしたことから，設立以来，適切な施設管理及び市民サービス向上に向けての努力やスポーツ事業，教室を実施して，参加者のニーズにマッチした事業展開についての実績は評価できると考えております。また，行政や競技団体等各種団体との連携，調整に優れ，プロ野球等のキャンプ誘致，受入れなど蓄積されたノウハウと広範な人的ネットワークを持った財団法人高知市スポーツ振興事業団が指定管理者として最適と考えられます。

願いまする主な業務内容としては，施設及び設備の維持管理に関する事，管理運営のための整備に関する事，利用者の安全の確保に関する事，個人情報保護に関する事，情報公開に関する事，業務報告に関する事などとなっています。なお，資料5ページの別紙3に「高知市指定管理者審査委員会における審査結果について」という資料がついておりますので，ご参照ください。以上です。

総務課長

続きまして，最後の27ページをご覧ください。「不動産取得議案」でございます。

この内容は，21年度の当初予算議案に関連したものです。内容は，財団法人高知市学校建設公社が，平成元年度から2年度にかけて先行整備をし，現在供用している久重小学校のポンプ室4.87平方メートルを2,140万円以内で買取を行うものでございます。これは，学校建設公社の長期借入金の解消事業の一つとして，計画的に学校建設公社から買取を行っているものです。

20年度の3月補正予算，21年度の当初予算，予算外議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

澤田委員長

これらの件につきまして，質疑等はございませんか。

溝渕委員

補正予算の奨学資金が，2,480万円の減額となっておりますが，こんなに少なくて済んだというのは，何か理由があるのですか。

総務課長

所管している学事課の者が来ておりませんので，正確なことを申し兼ねますけれど，査定等で聞いている範囲でお答えします。

予算は，新規の貸付の見込みを100名として組んでいました。ところが，申請の数が，確か

55名ということで、45名も少のうございました。今までの推移は、大体100名近く希望者があつたところで、そういう見込みで予算を組んでいましたけれど、今年に限っては、このように急激に下がっております。この原因については、なかなか把握ができておりません。経済状況が厳しい中であれば、むしろ利用する方も出てくるのではないかとも思うのですが、減少している理由というものが見つみきれれておりません。

溝渕委員

広報が行きわたってなかったとか、そういうことはないですか。

総務課長

広報については毎年、今ごろの時期に申し込みについて「あかるいまち」に載せて呼びかけをしてるところですが、広報を特に中止したとかいうことはないので、何に起因するものか、中身をつかみかねてるというところが正直なところですよ。

岡村教育次長

これは大学、専門学校とかそういうところですので、広報は「あかるいまち」はもちろん、各高等学校にも文書を発送して、同じように募集しておったんですが、今年は申請者が少なかったということで、学事課のほうもどうして少なかったのか、原因がつかめないところがございます。

教育長

いろんな奨学資金が増えたことが考えられます。これは、あまり有利な奨学資金じゃないですよ。全額が貸し付けですから。そういうことがあるかなということですが、原因が良く分からないというのが実態ですね。

澤田委員長

よろしいでしょうか。それでは、ただいま委員の皆さんから出されましたご意見ですが、教育委員会として市長に申し上げることについてはいかがでしょうか。

特になければお諮りいたします。市教委第7号「平成21年3月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、教育委員会からは「特段意見はなし」として決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第7号は、原案のとおり決しました。

次に、市教委第8号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」をご説明いたします。

議案書9ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、1点目といたしましては、休業日についてです。これまで管理規則に、休業日を変更することについては規則第2条第3項で、休業日に授業を行った場合については同じく第4項で規定しております。

この度の学習指導要領の改訂によりまして各教科等や学習活動の特質に応じ、効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に、授業日を設定して授業を行うことができると明記されたことから、第4項に承認の手続き等を盛り込んだものに整備し直すものでございます。

長期休業期間については、学校教育法施行令第29条に、学校の設置者が定めることになっております。本規定は、長期休業期間の変更について、学校にその権限を付与する趣旨ではなく、長期休業期間中に各教科等の時間をまとめて確保することができることを確認的に規定したものであり、各学校においてどのような手続きを経て、長期休業期間中に授業日を設定できるようにするかは、各設置者の定めるところによることとなりますことから、教育委員会の承認を得ることとして明記するものです。

併せて、第3項につきましても、より適切な規定として整備し直すものです。このことから学校は、市教委に申請し、承認を受けることで修学旅行や集団宿泊活動、職場体験活動などの行事や学習活動を長期休業中に授業日として設定し、実施することが可能となります。

2点目は、議案書10ページにありますように、これもこの度の学習指導要領の改訂によりまして、新たに小学校に外国語活動、小学校英語が加わることになったことに伴いまして、教育課程の編成において、これまでの各教科、道徳及び特別活動等を加えるものです。この規則は平成21年4月1日から施行するとなっております。以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第8号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第8号は、原案のとおり決しました。

最後に、市教委第6号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、これは前回16日の臨時会から継続審議となっております。事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。

お手元に前回ご審議いただいた内容を踏まえて、事務局で検討しました修正案をお手元にお配りさせていただいております。この中で色を変えた部分が修正をしたところでございます。

総務課と学校教育課で順次、説明させていただきたいと思っております。

まず、総務課のほうからですが、1枚目を開けていただいて、「はじめに」というところをご覧いただきたいと思います。この中に、今回の取り組みの経過を書いているわけですが、ここに本年度の点検評価というものが初めての取り組みであり、試行的な内容になったけれど、来年度以降については、内容の充実に努めてまいりたいということを書き添えさせていただきました。

続きまして、1ページをご覧くださいませでしょうか。「4点検・評価」の方法のところですが、ここを少し付け加えさせていただいて、「(1)概要」として、点検・評価の方法について書いてございます。その中で、別表1の「各事業の達成度」について、ここを2つに分けました。右側の定量的な内容ということで、達成すべき水準を数値目標で掲げられるもの、量的に計れるものについては量的に計った評価を入れたい。左側については、量的には計れない、質的なものでしか計ることができないものについては、左側の内容あるいは右側と両方合わせた内容で評価をしてはどうかというところで、定性的な内容の部分を加えました。

それから(2)として、具体的な点検、評価手順につきまして、次のように加えました。点検・評価については、事務局の一次評価がまずあります。その一次評価を基に、お二人の外部の点検評価委員の方から意見、提言をいただきます。事務局の一次評価と外部の点検評価委員の意見等を踏まえて、教育委員会で審議の上、最終評価を決定する。そういう流れを具体的に書かせていただきました。

それから(3)として、点検・評価委員として、次の二人の方をお願いしたと記載させていただいて、そのお二人からいただいた意見については、21ページから24ページに、各々二つの取り組みについて、お二人の委員さんからいただいた意見を無記名で記載させていただいたところです。

次に、25ページに全体の「おわりに」ということで、「はじめに」のところでも、少し触れましたが、今回初めての取り組みということで、教育委員の皆様からいろいろ意見もいただいて、試行錯誤の点検評価となった、点検・評価そのものがなかなか難しい面を持っております。それから、外部の点検評価委員の意見にもスモールステップでとあり、数値的にも、内容的にも1年間で達成すべき目標を設定することが適切であろうという意見もいただきました。そういうことも踏まえながら、最終評価を取りまとめたが、まだまだ工夫すべき点もあるということで、次年度以降につなげていきたいということをし、「おわりに」の部分にも入れさせていただいたところです。

それぞれ学校施設の耐震化と学力向上対策についての個別の内容になりますけれど、学校施設の耐震化については、基本的に修正をしておりません。続きまして学力向上対策につきまして、学校教育課のほうから修正の内容について説明をさせていただきます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡です。

説明の前に、先に3箇所の資料の修正をお願いいたします。4ページをお開きください。「2実施状況」のところ、達成度の上から4つ目のBをCに、最後の授業改革研修のAをBに変えていただきたいと思います。続いて11ページの「3課題等」の「19校中学校のうち15校が」となっていますが、15校は16校の誤りです。訂正をお願いいたします。

次に、12ページの「5評価」のところの「達成度」のAをBに変えていただけたらと思います。

それから、8ページの「5評価」の達成度のBがCに変わります。訂正は以上でございます。

順次、説明させていただきます。まず3ページをお願いいたします。この目標設定を、以前は事業のみで位置付けていましたが、もう少し大きな目標を掲げて、学力向上のための4つの観点を設定して授業改革等が行われております。こうした中で8つの事業が各々位置付けられ

て点検評価がされているという形にさせていただきました。

特に、学力向上の点検で難しいのは、県の評価においてもAが多過ぎはしないかとかといった点があげられました。先ほど4ページ目に直させていただいたところもAが4つあります。全体的な学力の基礎の定着がしっかりと位置付けられている中で、そういった観点も加味することも必要であるということで、内容を変更してはどうかというふうに考えたところでございます。また、4ページの下の方ですが、改善策の検討としましては、現在の取り組みの方向としては良いけれども、評価の対象となった4事業の中で特に、学習支援システムの事業についてその効果を高めなければならない、そして来年度には中学校学習習慣確立プログラムとして実施することが決まっているので、こういった方法を改善策として捉えていきたいと考えております。

次に、5ページ目から個々の評価がありますが、その中で一番下の段に参考として、本事業の評価基準を入れさせていただきました。この評価基準は、達成度Aがなぜそうなのか、B・Cがなぜそうなのかをより明確に位置付けるために設定させてもらったところです。このように大きく変更した点は、この評価基準を設けて達成度を変えたこととなります。

12ページ、その達成度の評価基準につきまして、再度、一部訂正をお願いいたします。AAの90～100パーセントは変わっていませんが、Aを85～89、Bを80～84と設定しました。Cを75～79、Dを75パーセント未満と設定しまして、ここでは82パーセントの受講者の評価があったものですからAからBにさせていただきました。大きくはこうした内容ですので、ご検討のほどよろしく申し上げます。以上です。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等はございませんか。

溝渕委員

1ページ目の「3対象年度」の説明文がなんとなくピンと入ってこないのですが、どういう趣旨なのでしょう。「点検・評価の対象となる年度については、単なる評価にとどまらせることなく、計画、実施、評価、見直しの一連の業務サイクルとしてとらえ、業務の改善につなげていくことが重要であると考えました。このため、当年度の教育委員会事務の管理・執行状況の点検・評価を当年度に行い、その改善点を翌年度の施策に反映させるため、その対象年度を平成20年度としました。」とあるのですが、この言っている趣旨が、読んでスッと入ってこないのですけど。

総務課長

実は、対象の年度については、法改正の趣旨でいきますと、国の説明では対象年度は、前年度の評価を見るかあるいは当年度の評価を見るか、いずれをとってもよいとなっております。

溝渕委員

19年度か20年度か、今回は20年度を採りますということの説明なのでね。

この文章、何を言っているのだろうかと思ったのですけど。その趣旨が分かるように何とかなりますか。

総務課長

検討させていただきます。

溝渕委員

計画、実施、評価、見直しの一連の業務サイクルとして評価したいというわけですね。

総務課長

そうですね。次年度に向け、言ってみれば19年度の評価をしても、結局、21年度の予算を検討している中で、今、19年度を振り返っても遅いのではないかと。それでは、今の20年度の経過を分析して、21年度の予算へ反映させるためには、やっぱり20年度の内容を点検するのが望ましいんじゃないかというところです。

溝渕委員

そうすると、20年度の評価を21年度の事業に反映させるために、20年度の評価が必要だと。だから20年度を対象年度にした。それと、計画、実施、評価、見直しの一連の業務サイクルとの関係がちょっとわかりにくくなっています。なぜ、この業務サイクルとして捉えて評価するのか、そのためには20年度の評価が必要なんだというところの説明が、読んでスッと分かるようにお願いします。

舛田教育次長

ベースになっているのは、この評価を基本的には9月にしたいのです。そうすることによって、9月でこの評価を済ませれば、10月から12月までにかけての予算編成とかそういうものに間に合うわけです。それで初めてこのサイクルがキチンと回りだすわけです。想定はしながら予算は作っていますけれども、本来の姿としては9月あるいは12月議会までにこれを提出して、次の年に生かすという形を採りたいわけですが、その点について今年にはできておりません。

溝渕委員

計画、実施、評価、見直しのサイクルですが、計画というのは、仮に20年度を対象としたら、20年度の予算を組むときの計画が入るわけですね。それで、20年度のうちに実施して、それがどうかを評価して、翌年に向け見直しをする。その一連の作業を最終的に評価するのだということを書きたいわけですね。

舛田教育次長

少し無理がありますね。全部年度が終わってない途中で評価しないといけないので。

一方で、4月から9月頃まで半年やってみてこの方向性がどうかとか、この事業を続けていくのかどうかというのは、一定分かるのではないかと考えています。単年度で終わっていく事業は少ないから、ずっと続いているので9月頃の評価でいけるのではないかと考えております。

溝渕委員

この評価していく事業というのは、もう19年度もやっていた事業がほとんどですか。それとも20年度からはじめるのですか。

舛田教育次長

はい、20年度で立ち上げた事業は、例えば4ページでいきますと、一番上の表の「中学校授業改革プロジェクトチーム派遣事業」は本年度立ち上げた事業です。昨年度はございませんでし

た。あとは、「学習支援システム活用事業」も本年度からです。あとのものは、昨年度も実施していました。

教育長

学校教育課の評価というのは、2ページのAAとかAというのは、定量的内容の評価ですべてしたということでしたね。これに定性的評価を加味してやったということですよね。

学校教育課長

できるものは両方を加味してやっております。

教育長

これは、両方加味してやっていると理解していいですか。

学校教育課長

できるものとできないものがありました。例えば12ページの内容でしたら、本事業の評価基準を見ていただきますと、実質、授業改革研修は行いました。その中で、受講者の肯定的な、それから学校長からの肯定的評価、こうしたものを加味しておりますので、やったというだけでなく、定性的評価として目標の中で皆さんがどのように思っているのかという部分も加味された内容になっております。

教育長

例えば、5ページのプロジェクトチーム派遣事業で、本事業の評価基準ではA、Bと書いていて100～109パーセントとか書いていますね。これなら定量的評価ということになるだろうけど、上の成果というところを読んだら、最後のほうに「公開授業が実施され、云々、という評価であった」ということで、派遣したという評価じゃなくて、効果があったという評価があったということだろうと思うのですが。

学校教育課長

プラスアルファをどういうふうにしていくかが大変難しい状況でございます。感覚的なものになります。

教育長

例えば、これに校長の肯定的評価を加味してAと評価したということではないわけですか。

学校教育課長

実質的にはそうですけれど、ここの中にそういう文言が、なかなか書きづらいところがございます。実質、ほとんど派遣したということでAとなっているので、確かにこちらに書いていますように、他の学校でも非常に研究体制が図られました。例えば、それを今度はアンケートをとって、またプラスアルファ的なものを採って加味するということになると、非常に複雑な調査内容になってきます。今回の場合は、プロジェクトチームとして要請に対して派遣できたということのみを採らせていただきました。今後、どういうふうなプラスアルファの分析と内容を加えるかということを検討させていただけたらと思っております。

溝渕委員

5ページの場合、4校には訪問ができてないのですよね。4校で実施されてない理由とかは分かっているのですか。「98パーセントにおいて研究体制の充実が図られているという評価であった」という、この評価はだれの評価ですか。学校の評価ですか。

学校教育課指導主事

98パーセントという評価は、学校に対する学力向上のための調査を行って、学校長からの聞き取りをした評価結果でございます。この学校に対する聞き取り調査の中に、「全員の公開授業が実施されましたか」という質問があり、それに対してできなかった理由も聞いています。

それによると、できなかった学校は、今年度は学年ごとに1名あるいは研究主任が授業を実施し、それをもとにブロックあるいは学校で研修を行ったので、全員はできなかったという理由が書かれております。

溝渕委員

この成果のところの書き方で、「98パーセントにおいて昨年度の取組みをもとに研究体制の充実が図られているという評価であった」という、この評価は各学校の校長先生の評価ですか。

学校教育課指導主事

はい、学校長の評価です。

溝渕委員

そうするとそう書かないと、校長はこう評価していると。情報元がどこなのかということ。

それと、98パーセントもできているという、すごく良くできていると思うのだけど、それなのに課題のところ、「各校において組織としてのPDCAサイクルの確立が重要であると」とまた課題を挙げているでしょう。そうすると、残る課題としては何なのか。例えば、研究の授業の科目が偏っているとか、同じ学校に訪問が偏っているのだとか、何か98パーセントでできているけれど、まだ組織として確立が重要であるという、こういった面でまだ課題があると書いているのですか。もう少し説明ができたなら良いというふうに思うのですけれど。

学校教育課長

なかなか書きにくいところです。各学校の課題は多様でございます。ですから、各学校の目標があり、PDCAサイクルで見直してもらいたいという、ひとかたまりの表現になってしまいました。

詳細を申し上げますと、例えば数学の研究授業において、数学の教科について他の教科の先生がどのように反応するかという課題があったり、数学の教科はやるのだけれども、子どもを視点として、教科学習だけではなく、子どもがどのように活動しているのかを見るといった視点で授業研究を構成している学校がございます。

その中で、逆に教科の深まりがなかったとか、逆に教科の勉強をしているけれども、ちょっと私たちには難しかったとか、それぞれの課題が出てくるわけです。ここで細かな部分を課題として書くことは難しいので、19校それぞれの課題としてまとめて表現しています。主な内容を書いたらよかったのかも知れませんが、そういった各学校におけるPDCAサイクルでの改善が必要との文章になってしまいました。

溝渕委員

研究体制の焦点をどこにするか、内容をどうするかについて、各学校での課題があるとか、そうゆうふうなところをちょっと入れればもう少しはっきりするのじゃないかと思います。

教育長

そしたら、ここは行ったかどうかというよりも、それも評価の理由の中に入れていくということじゃないですか。

学校教育課長

1回目ですので実はそこまで入り込んで、最初から自分たちの評価として、持っていなかったものです。今回は派遣で捉えて、次年度はやっぱり内容も加味するという意識を持って点検していきたいと思います。

山本委員

各事業の評価の基準がそれぞれ違うと思うのですが、それはどのような形で理解したらいいんですか。

学校教育課長

配置基準は、それぞれパーセントではすぐ出せるのですが、基準というのは、私どもサイドで考えたものになっています。ですから、今までの全体的なアンケートの経験といいますか、そういった集計の中身で捉えております。大きな根拠となるような、今までの実態に合わせた細かなデータから蓄積されたものではありません。

山本委員

全体的に、前回よりは評価が上がっているような結果なのですが、その評価の基準が前は一律に出ていましたよね。そういったところが、その事業に対して評価がどうなのかなということが分かりづらかなかというふうに考えます。

教育長

前回、ここの中で出た意見として、この事業評価ということだから、どうしてもその事業に対して狙いが達成できておれば、評価はいいのじゃないか。だけど、その基になる学力向上という問題になってくると、なかなか評価を上げるわけにもいかないだろうということで、前回相当厳しい評価になっておりました。

前は、事業評価だから事業に対する評価を中心に、もう一回評価をやり直したらどうかということで、結構甘めになったということなのですね。

山本委員

その説明が十分できたらいいのではないかと思います。

教育長

それを前書きかどこかにきちっと書いておかんといかんですね。今回の評価は、事業に対する評価なのですよと。

溝渕委員

4ページの3のところ、一応は書いてありますね。前は大分直しましたからね。直っているからだいぶ良くなっていますね。

西山委員

意見です。先ほど教育次長から話がありましたように、一般市民の注目がどれだけ子どもの理解力が上がったかということが問われるもので、特に何を目的とした事業なんだろうかとところで、もう少し見直ししたほうがいいですね、今後の問題ですが。

それは基礎学力とはどういうものが基礎学力なのか。例えば、国語における基礎学力というのは、この段階においてはどの辺をもってして基礎学力を指すのか。例えば、今までよく話題になってきますのは、どの段階でつまづきを起こしているかを把握することが極めて重要じゃないかというふうに思います。基礎学力を向上しなさいと漠然と言っても、それぞれ基礎学

力の捉え方が異なる。だから、教育委員会としては、国語に対しての基礎学力というのは、どの辺のレベルを指して基礎学力とします。それに対して生徒の中でどの程度定量的に考えたとき、80パーセント以上というのは何人あるいは90パーセントとなりました、それでも50パーセント行かない人がいるので、こうした生徒さんたちに対しては特別な指導が必要ですとか、そういうストーリーがあると、非常に分かりやすいと思います。

事業効果といっても非常に広範な範囲なものです。場合によったら、自己満足じゃないかと厳しい言い方をされるかもしれません。ですから、出口が明確になったほうがいいと思います。事業と一言で言っても何を目的とした事業かという話だと思います。学力向上であれば、どの辺のものを指して学力と位置付けているかという基準が必要ではないか。意見ですが。

教育長

今の意見でいくならば、例えば5ページであれば学力向上と中学校授業改革プロジェクトチーム派遣事業との間に何があるかといえば、中学校の教員の資質、指導力の向上という問題がありますよね。最終的に、この事業をやることによって、その該当の先生方の資質、指導力が向上したかどうかという問題ですよね。だけどそういうことを調べていないから、なかなか難しいということですよ。今年に限っては。

学校教育課長

だから、資質、指導力が高まったというのを、だれがどのように評価するかという問題が出てきます。

教育長

この間も言ったように、学校に行っている指導主事が確かな手応えを感じたら高まるという評価が生まれたり、学校長が見ている、該当の先生の指導力が高まったらこの評価になるだろうけども、それを今回やってないから、その評価ができないということですよ。

学校教育課長

一度見たけど二回見てないということがあります。例えば、一学期にみた同じ先生を二学期にもみていれば、この先生は子どもたちに対して、授業をこういうふうに工夫していたということが分かるのです。けれども、一度指導して、今度は別の教科、別の先生を指導して、そしてまた別の先生を指導してというような入り込みをしまりました。

教育長

要するに、こういう評価をやるということを前提に訪問してないので、どうしても難しくなっていくわけです。

溝渕委員

教頭先生は、この辺は把握できるのですか。

学校教育課長

できると思いますが、すべての教員に対しては、やはり分担しないと難しいと思います。

学校教育課指導主事

3ページに新たに付け加えた図があります。これは、前回の教育委員会で委員さんからご意見をいただいて、先ほど西山委員さんからのお話にもありましたが、それぞれの事業が学力向上にどのような働きかけをしてつながっていくかを図に示したもので、先ほどの中学校授業改革プロジェクトチーム派遣事業は教員の資質、指導力の向上にももちろん関連しますが、大き

な狙いとしては、学校が組織を挙げて授業改善に取り組んでほしいということにつながるのではないかと思います。こうした学力向上を、4つ要素と8つの事業に分けてみることによって、私たちもすごく評価が見えやすくなってきたというところがあります。

来年度に向けては、各事業もちろんですが8つの事業を学力向上につながる4つの要素をもって評価できるようにしていくことも重要なこと、先ほどのお話を伺っていて思ったところ

教育長

右側を書いてある事業をやることによって、左側に網掛けで書いているところを達成していくということですね。

溝渕委員

その成果は、1年では出ないということですか。

学校教育課指導主事

そうです。

教育長

だから、スモールステップという言葉も出てきているわけですね。

西山委員

11ページの学習支援システムの活用事業のところ、ここでは学習プリントを提供することによって、基礎学力の定着や学力の向上を図るという目的がありますので、その手段というのが事業の内容ですね。それで生徒さんがどういう形で位置付けされているのか。例えば、理解度が80パーセント以上の方がどれくらいあって、50パーセントに満たない人がどれくらいいるかというような統計的な分布を把握していくと、より今後の評価、そしてまた保護者の求めるような「どれだけ伸びたかな」という話の説明ができてくるのではないかと思います。だから、この11ページの学力向上対策のところの統計的な手法を活用されて、必要なときにデータを示すことができるようにすれば、満足度が更に高まるかと思っています。

そしてまた、指導される先生方にとっては、実際指導したアウトプットが、ドリルの答えとなって返ってくるわけですね。それで自己評価が当然できてくるでしょうし、11ページの事業についての成果を統計的にうまく捉えたらどうかなと思います。

学校教育課長

ありがとうございます。この学習支援システムから、学習習慣確立プログラムに移りますけれども、これがちょうどスリーステージになっておりまして、確認テストというのが1・2年生で3回、3年生で4回あります。まさしく、西山委員さんが言われました成績の状況が確認できまして、個人データが戻ってくるようになっています。そして学校では、何パーセントの子どもが何人、何パーセントの子どもが何人、そしてその子どもたちは、フォローアップあるいはチャレンジというふうに、別の問題を解くような形で進むことができますし、個人データが1枚の表に出て本人及び保護者に戻すシステムになっております。ちょうど、来年度から実施していきますので、参考にさせていただけたらと思います。ありがとうございました。

溝渕委員

今のところで、19校のうち16校が基礎学力の定着につなげることができたと書いてますが、3校についてはあまり役には立たなかったというわけですか。

学校教育課指導主事

校長先生から聞き取り調査をしているところですが、その3校の理由は「まだ、すべての子どもたちに対して基礎学力の定着を図るまでには至っていない」ということでした。この学習支援システムが、ドリル、確かめ、フォローアップ、チャレンジという4段階になっているのですが、これでもちょっと課題がある子どもたちがいて、例えば、小学校のプリントを中学校に回して、小学校の復習から始める必要があるのではないかという働きかけをしているところですが、そういった4種類のプリントだけでは、まだいき届かなかった子どもたちがいる学校が3校ございました。

溝渕委員

そういうことを課題のところに具体的に書いていただきたいですね。そうでないと、この文章を読んでも課題の意味が分からないですね。

学校教育課長

付け加えさせていただきます。

澤田委員長

3校が、ちょっと除外されたような印象を受けますね。その3校も努力したけれども、その到達度に達しないという厳しい評価を各校やっているということじゃないですかね。努力してやっているのだけれども、他の16校のように、うちは評価できないところがあるというような意味合いじゃないと思うのですね。

だから、この書き方では、3校は本当に問題がありというような印象を受けましたね。ま、それは説明によってきちんとなると思うけれど。

溝渕委員

小学校段階での、教育の補足的な意味を込めたプリントも必要な課題も出てきているというふうに書けば、ああ課題かと思うんですけど、この文章だったら19校のうち16校がつけられることができたというから、それほど課題というふうな文章ではないですね。どこに課題があったのかといたら、あんまり評価できなかった3校の意見の中の要点を挙げておいたほうが、読んだ人は分かりやすいというふうに思います。

教育長

校長からの肯定的な評価、これは少し甘いのではないかと、3校のような意見があるのではないかとも思うのです。だから、すごく難しいのではないかと。他はすごくいいような雰囲気になるのだけれど、プリントをやっても、プリントを捨てたり、やってこなかったりというような子どもが、結構おりそうな気がするのです。

3校以外は素晴らしくできたという雰囲気だけれど、どうですか。

学校教育課指導主事

素晴らしくできたということではないと考えています。

教育長

それはそうだけれども、期待が持てますよね。結構シビアに、教育委員会としては。

岡村教育次長

今言われた課題は、各校あると思います。

澤田委員長

計画的に手立てをすることによって、16校ではよかったという思いは出てきているわけでしょうね。頑張ろう、頑張ろうと言っても、具体的にどう頑張るかというところがないと、目に見えないところがありますので、そういう点では非常に良かったという評価を各校がしているのではないのでしょうかね。

3校は、きっと厳しく判断し、うちはそういうふうに胸を張って言えないなといったようなところがあったかも知れないし、今回初めてですからね。想像ですけど。

学校教育課長

学校は、今回の学習支援システムを導入してみて、メリットを強く印象付けた結果だと私は思っています。

課題は確かにあると思います。小学校の問題から始められているお子さんたちはおります。しかし、それ以上に、今までの中間層で少し弱かった子どもたちの成績が上がってきたとか、中間層がぐっと上がってきたとかいうメリットのほうを、学校長は感じ取っているような気がしております。

溝渕委員

こういうふうに説明を受けると良く分かりますね。

澤田委員長

ないときよりは、充実感があるというような意味合いだと思うので、それは、世間がどういうふうに受け止めるかは分からないけれども、きちんとした説明ができればいいことではないかと思えます。

西山委員

また、意見です。学校長の今回の取り組みに対して、良かったこと、手応えがあったこと、それからあとまだ不十分だということ、そういった生の声、それと実際に授業を受け持った先生方の満足度、どういうことが良かったかということ。どちらかという悪かったことよりは、良かったことをもっと評価してほしいですね。ただし、良かったからこれでいいやという話じゃなくて、いいところをもっと伸ばそうという態勢で臨んでいただけたらいいのではないかと思います。

ただし、あくまでも当事者である先生方の生の声を、どこかで活用するというを明確にしておけば、実際に各現場の先生は、こういうふうを受け止めてますということを示すことができるのではないかと。これは定量的な形でなくて、定性的な部分での表現になると思います。それも、かなり取り組みを終えた後の当事者として良かったことを、ぜひ取り上げてほしいと思います。

溝渕委員

6ページの教員補助員の関係の説明で、教員補助員を33名、支援員を10名配置して行う事業ですが、成果のところは、教員補助員が配置された学校のうち100パーセントの活用ができましたと書かれています。教員補助員については、予算不足から全校へ配置が達成されていないためというのは、33名では最初から足りないわけですね。

学校教育課長

そうです。

溝渕委員

そういう意味ですか。

教育長

計画は33名ですよ。

岡村教育次長

計画は33名です。

溝渕委員

配置された学校は何校ですか。配置された学校の100パーセントは、充分活用できたと書いてあるけど、何校に配置したのですか。

学校教育課長

複数配置がありましたので、中学校では16校で、全体では大体31、32校に配置されています。

溝渕委員

要望があったのは何校でしたか。

学校教育課長

それは、ほとんどの学校から要望がありました。

溝渕委員

それで結局、33名と10名とは、全部配置したわけですか。だけど、まだ要望があったけど、予算で人数足りなくて、配置できなかったということですか。

学校教育課長

要望に対してのパーセンテージを、評価基準にいたしました。

教育長

それじゃあ、やる前からそんなパーセントではないですか。

溝渕委員

だから、最初から33名を全部使って充分活用したなら、それはもう100パーセントとせざるを得ないのではないかと思います。予算がなくてやらなくて、課題としては予算がなくて、要望に応えられなかったから、次年度はもう少し予算を組んで増やしたいというのなら課題にはなるとは思いますけど。

学校教育課長

非常に悩みました。

溝渕委員

それか、要望がたくさんあるのに、同じ学校に何人も配置してしまい偏りがあったというなら、それも課題ですね。少ない人数をもっと公平に分配して配置すればよかったと。それができなかったっていうのであれば課題があるのではないかと思います。要望があった順にどんどん配置して、後からの人が足りなくなったなどですね。

学校教育課長

それはないです。

溝渕委員

配置の仕方は、同じ学校に何人も行ったりで、要望があったのに行かなかった理由は何です

か。

学校教育課長

例えば、大規模校ですと何学級もありますので、どうしても安全確保ができてないというところは複数配置にしました。しかし、小規模校で課題があったとして、それは先生方でどうにか賄ってもらいたいという部分もありますから、課題はあるけど配置はできないというようなことです。

溝渕委員

それでは、大規模校には複数配置して、その代わり小規模校の要望には応えられなかったところがあるというのが課題なら、課題だけど、予算を目一杯使ってやったのであれば、その意味がこの文章読んでも分からないわけですね。

教育長

ここは、ちょっと考えましょう。

学校教育課長

そうなるとうAになってしまいますね。Aなら学校教育課としてはうれしいですけど、学校や保護者の立場から考えますと、要望があるわけですね。教員を配置してくれていないというほうが要望としては高いと思います。そのことから我々は、もうやっているというA評価にして、本当にいいのかというところが、引っかかってきてしまいます。

溝渕委員

だから、33名と10名の予算しか付けられなかったという評価をされるのなら、そうかもしれないですね。

学校教育課長

そちらでの評価になります。

教育長

これは事業評価だから、事業をやる前から、評価が決まってしまうですね。

学校教育課長

市民に評価される場合、議会に対してもっと予算をつけなくては駄目じゃないかというふうを持ってこられることも考えられます。

溝渕委員

だから、課題のところは予算不足からこれだけの配置しかできなかったから、次年度には学校のニーズに応えられる有効な配置がされるように努める必要があると書いておけばいいのではないですか。

教育長

それもなかなか難しいと思います。ここに書いたからといって増えることはないですから。

西山委員

あくまでも、市民のほうから考えて、33名と10名が適当かどうかということになりますよね。その元になるのは、おそらく11ページのところということですね。だから現状をどの程度分かっているのか。学校間格差ということをつなげてほしくないのですが、特に重点的に人が要るところに果たして配分したのか。

実際のところ、予算の都合で33名と10名しか人員が配置できないというのであれば、その

中でもっとやりくりすべきじゃないか。そのやりくりする根拠となるのは一体どこかということ、どこの学校にもっと重点的に人を配置しなければいけないということであれば、そうすべきではないかというのが、市民に説明したときに分かりやすいのではないかと思います。

とにかく、お金が幾らでもあるからやっていいですよという話になると、それはここに書かれているとおり、今の33名と10名の43名体制だとやっぱり手が足りない。だったら、もっとお金があつたらもっといいことができますという話は、逆に今の経済情勢やいろんなことを考えると、通る話じゃないですよ。だから、むしろどういう手順を踏んで、有効に人を配置したということを知りたいのではないかなと思います。

それで、なおかつ実際のところ、そうは言っちゃいられないですよと、絶対的に人が足りないのではないかと、これを見てくださというのがあつたら、それを皆さんにお願いすることになるかもしれないですね。

今の流れからすると、限られた財源の中でどうやっていくかという、非常に今までになかったような条件を突きつけられていますので。

溝渕委員

成果のところなどは、ほとんどのところから要望を受けたけれども、31校か32校のところには配置しました。配置したところでは、こういうふうには活用したけれども、まだ要望に応えられていない学校もあつたということですよ。

西山委員

出口から先にアプローチする意見ですが、もし課題としてここに書いて、市民が分かりやすいというようにところに落ち着くようなものであれば、配置されたけれども、なおかつ、当初期待していたような成果が出てない学校がある。そういう学校に対しては、指導を含めて限られた財源の中で期待する成果に近づくような更なる努力を続けていきたいというような形で書かれていたら、課題等のところで、お金の問題とか、人の問題よりも、やり方のほうをもう少し工夫することで何とかなるかなというふうには説明することで、ある程度の理解が得られるのではないかと思います。

教育長

要望に対する何なのかでなくて、配置したことによる成果、それで達成度がAになつても、仕方がないのではないかと思います。

学校教育課長

はい、分かりました。

教育長

お構いなければ、また直さなければいけないところもあると思いますので、毎回教育委員会を臨時に開くわけにはいきませんので、委員長さんと話し合いを持って、仕上げていきたいと思いますが、構いませんか。

澤田委員長

前回も、チェックしたところはすべて、色を変えてお示したところがありますよね。それをもう一回吟味していきながら修正したらどうかという程度だと思います。

それでは、これで質疑を終了いたします。

市教委第6号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」は、

前回 16 日以後事務局が修正した案を基本的に了とし、本日の会で審議した内容を踏まえた修正については、私と事務局で協議し、報告書としてまとめていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

それでは、市教委第 6 号についての最終の報告書のとりまとめはそうに行わせていただきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 36 分